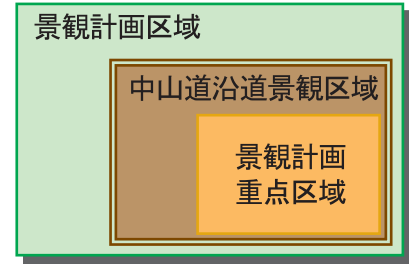


3. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

3-1 景観計画区域

(1) 景観形成の方針

景観計画区域全体として、「山」と「河川」そして「街道」という景観特性を守り、育て、つくっていくために景観形成の方針を定めます。



1. 山なみ及び山々の眺望を守る

景観計画区域の後背に位置する恵那山等の山なみ（スカイライン）を遮ることのないよう配慮します。

2. 美しい河川や田園集落景観を守り育てる

周辺環境に大きな影響を及ぼす開発等について規制をかけ、河川や田園集落と調和した景観形成を図ります。

3. 街道の景観を守り育てる

中山道の宿場町であった地区あるいは街道の拠点となる地区については、街道の建築物[※]が並ぶまちなみを守り、育てていくために、重点的に街道の景観形成に取り組みます。

4. 次世代へと継承する新しい景観をつくる

宿場町地区等を中心とした街道の建築物が並ぶまちなみ景観形成と併せて、大規模建築物[※]について規制をかけ、古いものと新しいものが調和する中津川らしい景観をつくりだします。

※街道の建築物：江戸期以前の中山道の宿場町に特徴的な意匠を用いた建築物を「街道の建築物」とする。

※大規模建築物：延べ床面積1,000㎡以上の建築物とする。

3. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

3-1 景観計画区域

(2) 景観類型別の景観形成の方針

区域全体としての景観形成の方針を受けて、山地、田園地、郊外地、市街地の4つの景観ゾーンと山なみ、河川、歴史、田園集落、沿道、市街地景観の6つの景観類型に分け、それぞれの景観形成の方針を設定します。

景観ゾーン	景観類型	景観形成の方針
山地	山なみ景観	<ul style="list-style-type: none"> 山なみとその裾野の雄大な景観を阻害することなく、地形と調和した景観形成を目指します。
田園地	歴史景観	<ul style="list-style-type: none"> 中山道の街道のまちなみを守り育てていくために景観計画重点区域を指定します。 旧街道の歴史をうかがうことができる道標や古木等を守るように努めます。
	田園集落景観	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の意匠及び色彩については田園地の水と緑との調和を重視し、集落地としてまとまりのある景観形成に配慮します。
郊外地	河川景観	<ul style="list-style-type: none"> 新しい市街地や田園集落など周辺環境と調和した河川景観の形成を目指します。
	歴史景観	<ul style="list-style-type: none"> 中山道の街道のまちなみを守り育てていくために景観計画重点区域を指定します。 旧街道の歴史をうかがうことができる道標や古木等を守るように努めます。
	田園集落景観	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の意匠及び色彩については田園地の水と緑との調和を重視し、集落地としてまとまりのある景観形成に配慮します。
	沿道景観	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路や広域農道等、それぞれの特性に応じ、周辺環境と調和する沿道景観形成に努めます。
	市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> 田園地等に連続する住宅地の建築物等の意匠及び色彩については周辺との調和を重視し、敷地緑化や緩衝緑化等に努め、周辺環境と調和した景観形成を図ります。 大規模建築物については周辺に圧迫感を与えない意匠とし、また色彩については落ち着いた色彩とし、周辺との調和を重視したより良い景観形成を図ります。
市街地	河川景観	<ul style="list-style-type: none"> 市街地など周辺環境と調和した河川景観の形成を目指します。 水と緑のオープンスペースとして守り育てていきます。
	歴史景観	<ul style="list-style-type: none"> 中山道の街道のまちなみを守り育てていくために景観計画重点区域を指定します。 旧街道の歴史をうかがうことができる道標や古木等を守るように努めます。
	沿道景観	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路や生活道路等、それぞれの特性に応じ、周辺環境と調和する沿道景観形成に努めます。
	市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物については周辺に圧迫感を与えない意匠とし、また色彩については落ち着いた色彩とし、周辺との調和を重視したより良い景観形成を図ります。

3. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

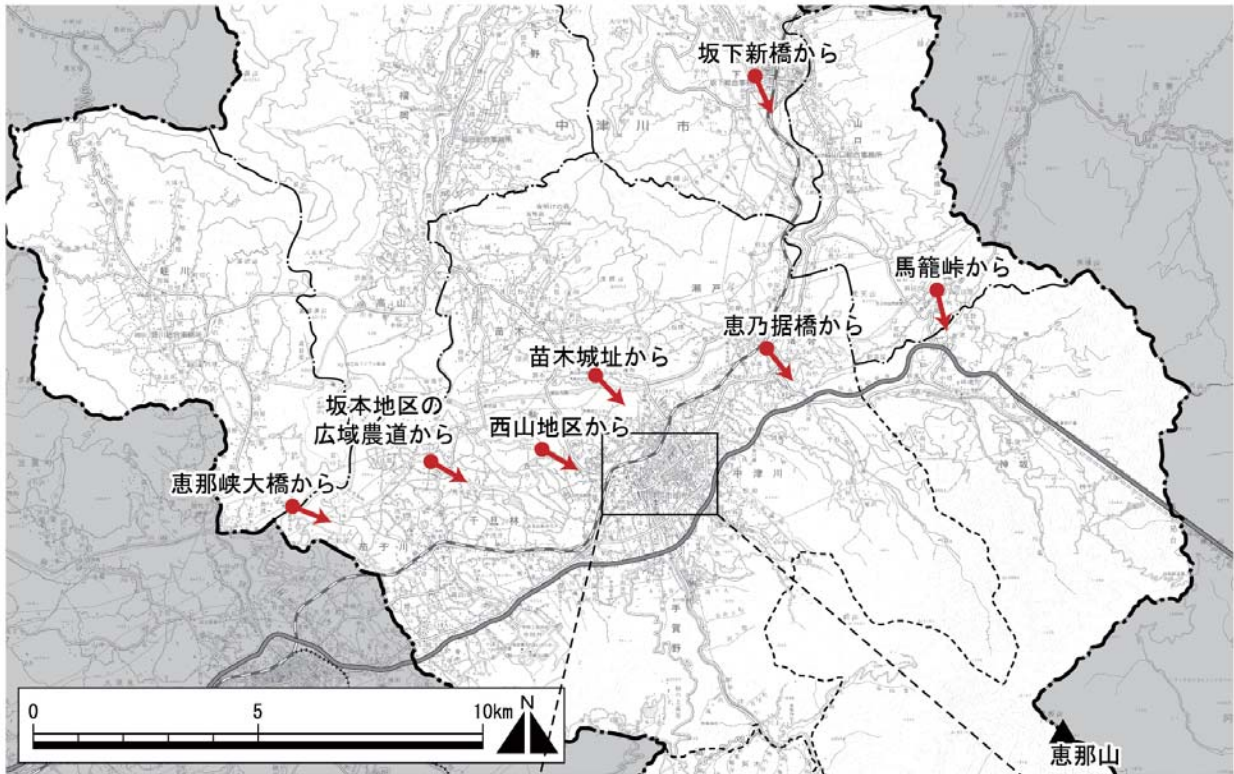
3-1 景観計画区域

(3) 眺望景観の保全に関する方針

スカイライン

恵那山の眺望を守るために直近の眺望点から恵那山を背景にした際に稜線を越えることのないように建物を配置し、調和させます。

台地上においては建築物等を稜線に沿うように配置デザインし、自然に逆らわないようにし、緑化等で修景します。



3. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

3-2 中山道沿道景観区域

(1) 景観形成の方針

旧中山道である道路において中山道にふさわしい特殊舗装に取り組みます。その沿道に残る道標や一里塚、高札場の遺構等を守り育てます。また中山道沿道にふさわしい景観を守り育てるために道路に面した敷地の緑化を推奨します。

景観計画区域

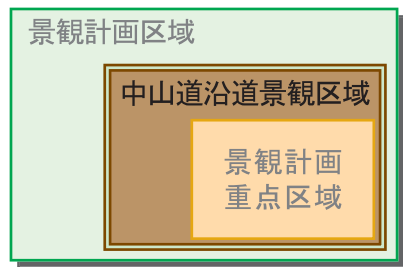
中山道沿道景観区域

景観計画
重点区域



3. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

3-2 中山道沿道景観区域



【要素別景観形成の方針】

要素	景観形成の方針
建築物・工作物の形態・意匠	・黒、茶、白を中心とし、背景となる空と水と緑に調和した色彩とします。広告物等については、彩度の高い色はアクセント的に用い、全体として落ち着いた色彩とします。
敷地及び道路との関係等	・中山道に沿って設置される街道案内板や説明板は統一デザインとします。
緑化	・中山道沿道の統一感を演出するため、敷地と道路、水路等との調和を図る緩衝として花や緑の植栽を推進します。
その他	・住民自らが、郊外の住宅地、市街地の商業地など各地域の特性に応じた、統一感のあるまちなみ景観形成に取り組むことを推奨します。

【郊外の住宅地イメージ】



※馬籠地区においては住民による「心につながるふるさと景観形成住民協定」があります。
※中山道沿道景観区域のうち、景観計画重点区域となる地区については別に定めます。